

運 営 規 程

第 1 条（事業の目的）

社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会が開設する済生会今治第二病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護又は要支援状態にある利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とする。

第 2 条（運営の方針）

- 1 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うことにより生活の質の確保を重視し、心身機能の維持・回復ならびに利用者やその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第 3 条（事業所の名称等）

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
 - （1）名 称：済生会今治第二病院
 - （2）所在地：愛媛県今治市北日吉町 1 丁目 7 番 4 3 号

第 4 条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

- 1 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。
 - （1）管理者：1 名
管理者は事業所の従業者の管理及び事業利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また法令等において規定されている指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
 - （2）理学療法士：適当数
 - （3）作業療法士：適当数

(4) 言語聴覚士：適当数

ただし、業務や事業所内人員配置の状況により、増減することができるものとする。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は医師の指示及び訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、それぞれの利用者について利用者の機能障害、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、提供するサービスの目標及びその達成時期、サービスを受ける上での留意点を利用者及びその家族に対し説明する。またサービスの提供にあたり、訪問リハビリテーション計画書・介護予防訪問リハビリテーション計画書に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

1 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、祝祭日、盆休（8月15日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

(2) 営業時間：8時30分から17時00分までとする

第6条（事業の内容）

1 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、医師の指示及び居宅サービス計画書（ケアプラン）に沿って、「リハビリテーション計画書」を作成し、計画に基づいて利用者の心身機能の維持回復を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供する。

(1) リハビリテーション（機能回復訓練・基本動作訓練・応用動作訓練・歩行訓練等）

(2) リハビリテーション指導（療養・介護指導等）

(3) 症状・障害の観察・把握

(4) 環境整備・調整

(5) 機能・能力障害の評価

(6) 活動・参加への調整・支援

(7) 訪問リハビリテーション計画書の作成

第7条（利用料等）

1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条における通常の事業の実施地域を超えて介護保険での訪問リハビリテーションを実施する場合、当事業所より片道10km以上の地域には、交通費として一律500円を徴収するものとする。

医療保険での訪問リハビリテーションを実施する場合、交通費として次の料金を徴収する。

(1) 当事業所から 2km未満 無料

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|---------|
| (2) 当事業所から | 2 k m以上 | 5 k m未満 | 1 0 0 円 |
| (3) 当事業所から | 5 k m以上 | 1 0 k m未満 | 3 0 0 円 |
| (4) 当事業所から | 1 0 k m以上 | | 5 0 0 円 |

また、介護保険、医療保険とも西瀬戸自動車道を利用する島嶼部は530円を徴収する。
尚、当事業所における減免規約に該当する場合は、申請後に交通費の減免を受けることができるものとする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける際には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

第8条（通常の事業の実施地域）

- 1 通常の事業の実施地域は、今治市の地域とする。但し、当事業所から10km未満とする。

第9条（緊急時等における対応方法）

- 1 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医又は協力機関、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、管理者に報告する。また、その状況により、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとし、それら一連の内容を記録し保存する。
- 2 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、利用者の所在する市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第10条（苦情処理）

- 1 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して愛媛県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、愛媛県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条（個人情報の保護）

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、退職した後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 従業者が知り得た利用者の個人情報については、事業所内での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第12条（ハラスメント対策に関する事項）

- 1 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、済生会今治第二病院における「セクシャルハラスメント防止に関する規程」「パワーハラスメント防止に関する規程」並びに「在宅におけるハラスメントの防止に関する規程」に準ずる。

第13条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者またはその養護者の人権擁護・虐待等の防止の為、済生会今治第二病院・高齢者等虐待防止委員会の定める指針に基づいて、次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを済生会今治第二病院・高齢者等虐待防止委員会の定める「虐待発生時のフローチャート」に基づいて適切な関係機関に通報・連絡するものとする。

第14条（衛生管理等）

- 1 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び訪問車両や訪問時の備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）済生会今治第二病院・感染対策委員会の指針に基づいて、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討し、業務継続計画の下、代替派遣・振替対応・直行直帰制度等を利用して、訪問業務の継続を図るとともに、その旨、従業者に周知徹底する。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第15条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーシ

ョン・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条（身体拘束等の適正化）

- 1 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は記録をすることとする。

第17条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図る為、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。
 - （1）新任または採用時研修：新任または採用後1ヶ月以内
 - （2）継続研修：随時
- 2 従業者は、事業所の理念・運営方針に基づき、自ら提供する指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの質に対して常に研鑽し、業務の改善を図る。
- 3 事業所は、指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、利用者との契約終了日から5年間保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この運営規程は、平成18年 8月 1日から施行する。
この運営規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この運営規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この運営規程は、平成27年12月 1日から施行する。
この運営規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 1年10月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この運営規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。